

選挙人名簿の縦覧及び閲覧制度の変遷について

○ 公職選挙法制定時

- ・市町村の選挙管理委員会は、基本選挙人名簿（一年ごとに職権で調製）と補充選挙人名簿（選挙人の申告に基づき選挙のつど調製）の2種類の名簿を調製することとされていた。
- ・現在のように選挙人名簿を常時閲覧に供する旨の規定はなかったが、脱漏や誤載を防止する観点から、選挙人名簿の調製の際に選挙人名簿そのものを縦覧に供することとされていた。

○ 昭和41年（永久選挙人名簿制度の採用）

- ・永久選挙人名簿制度が採用され、選挙人名簿に一度有効に登録されるとその登録は永久に有効であり、死亡、他市町村への住所移転等法定の手續によって選挙人名簿から抹消される場合を除いて効力を失わないこととされた。なお、選挙人名簿への登録（毎年二回）は原則として選挙人の申告によることとしつつ、毎年一回職権により登録を行うこととされた。
- ・縦覧：選挙人名簿に代わり、選挙人名簿に登録すべき者として決定した者の氏名及び住所を記載した書面を縦覧に供することとされた。
- ・閲覧：選挙人名簿を正確ならしめるためには、選挙人名簿を積極的に選挙人に開放し、その点検や監視の下に置くことが必要との趣旨により、選挙時及び登録時を除き、選挙人名簿又はその抄本を閲覧に供することとされた。
- ・選挙人名簿の正確性を保持するためには選挙人の協力が必要であることから、選挙人に対する便宜供与や選挙管理委員会に対する調査の請求の規定が設けられた。

◇ 公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）（抄）

（縦覧）

第二十三条 市町村の選挙管理委員会は、毎年三月十一日から同月二十日まで及び九月十一日から同月二十日までの間、市役所、町村役場又はその指定した場所において、前条の規定により選挙人名簿に登録すべき者として決定した者の氏名及び住所を記載した書面を縦覧に供さなければならない。

2 （略）

（通報及び閲覧等）

第二十八条 （略）

2 市町村の選挙管理委員会は、選挙の期日の公示又は告示の日から選挙の期日後五日に当たる日まで並びに毎年三月二十一日から四月四日まで及び九月二十一日から十月五日まで（前条の規定により縦覧期間を延期した場合にあつては、その縦覧期間の末日の翌日からその十五日に当たる日まで）の間を除き、選挙人名簿又はその抄本を閲覧に供し、その他適当な便宜を供与しなければならない。

3 （略）

○ 昭和44年（住民基本台帳に基づく職権登録）

- ・住民基本台帳法が成立したことに伴い、選挙人名簿の登録は、住民基本台帳の記録に基づいて行われることとなった。
- ・縦覧：選挙人名簿の登録を行った後に選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を縦覧に供することとされた。
- ・閲覧：選挙人名簿の登録が職権のみで行われるようになったこと等に伴い、登録についてできるだけ選挙人の確認を得ておく必要があるため、登録時においても選挙人名簿の抄本を閲覧に供することとされた。

◇ 公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）（抄）

（縦覧）

第二十三条 市町村の選挙管理委員会は、前条第一項の規定による登録については九月十一日から同月十五日までの間（同項ただし書に規定する場合には、政令で定める期間）、同条第二項の規定による登録については当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（参議院全国区選出議員の選挙については、中央選挙管理会）が定める期間、市役所、町村役場又は当該市町村の選挙管理委員会が指定した場所において、前条の規定により選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を縦覧に供さなければならない。

2 （略）

（通報及び閲覧等）

第二十九条 （略）

2 市町村の選挙管理委員会は、選挙の期日の公示又は告示の日から選挙の期日後五日に当たる日までの間を除き、選挙人名簿の抄本を閲覧に供し、その他適当な便宜を供与しなければならない。

3 （略）

○ 昭和60年（住民基本台帳法の改正）

- ・プライバシー保護の観点から住民基本台帳法が改正され、同法において、市町村の選挙管理委員会は市町村長より通知された事項を不当な目的に使用されることがないように努めなければならないことと規定された。市町村の選挙管理委員会においては、この規定の趣旨を実現するよう、選挙人名簿の抄本の閲覧に係る要綱を定める等の対応を行っている。

◇ 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）（抄）

（選挙人名簿との関係）

第十五条 （略）

2 （略）

3 市町村の選挙管理委員会は、前項の規定により通知された事項を不当な目的に使用されることがないように努めなければならない。